

公債費適正化計画

この計画は、実質公債費比率が18%を越える地方自治体に策定が義務づけられる計画です。

実質公債費比率とは、自治体収入に対する借金返済額の比率を示す財政指標で、従来の起債制限比率には反映されなかった一般会計から特別会計への繰り出し金も含まれ、自治体の財政実態をより正確に把握できます。地方財政法の規定で、18%以上になると新たに地方債を発行して借入する際、財政運営の計画を立てて国や北海道の許可を得なければならない、25%以上だと単独事業の地方債が一部認められなくなり、起債制限団体となります。平成20年度決算から適用される地方公共団体の財政の健全化に関する法律でも、財政の健全度を測る4指標の一つとされています。

紋別市の平成18年度の実質公債費比率は、20パーセントであることから、新たに市債を発行する場合は、北海道知事の許可が必要となっているほか、実質公債費比率を早急に18%以下にする公債費負担適正化計画を策定し、この計画に沿った市債発行が求められます。紋別市は、平成22年度に実質公債費比率を18%以下にする計画を北海道知事及び総務大臣に提出し、承認を受けました。

(1) 紋別市の現状

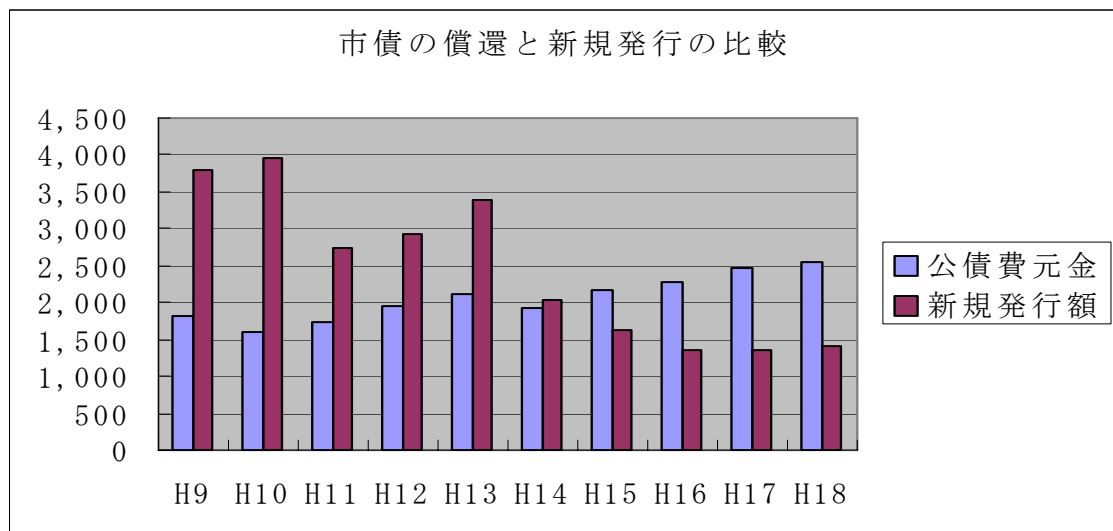
平成18年度決算における普通会計が抱える市債残高は、274億7千万円にのぼります。この年の公債費（元利償還金）は、31億9千3百万円（元金25億4千8百万円、利息6億4千5百万円）で、さらに、公営企業等が発行した市債のうち普通会計が負担する繰出金など準公債費が、5億5千6百万円となっています。

ここから、特定財源や、元利償還金に対して算入される地方交付税を控除すると、14億6千万円となり、これを標準財政規模（市税と地方交付税のうち公債費元利償還分を除いたもの）で除した率が実質公債費比率で、3カ年平均が20%となっており、全国平均の15.1%を大きく上回っているのが現状です。

(2) 比率悪化の要因

グラフ1は、過去10年間の市債新規発行額と市債元金償還額を比較したものです。平成13年度までは、運動公園、港湾整備、公営住宅、総合福祉センター、博物館などの大型事業が続いたことにより、元金償還に対し、新規発行額が大幅に上回って推移し、市債累積残高の増加を招きました。さらに、これら市債の償還が始まった時期に、三位一体改革により地方交付税が大幅に削減され一般財源が減少したことが、公債費の負担が大きくなってしまった最大の原因です。

また、下水道事業では、普及率が89.8%に達しています。しかし、高水準の普及率を達成するための財源を市債の発行により調達してきたため、下水道事業が抱える市債残高は、104億9千百万円にのぼっており、これに対して一般会計が負担すべき公債費に対する繰出金（準公債費）も比率悪化の要因の一つです。



(3) 改善の方策

平成14年度以降は、大型事業がほぼ終了したことや国が公共事業の縮減方針を打ち出したことなどから、市債新規発行額を抑制しながら累積残高を減少させており、過疎対策事業債など、地方交付税で元利償還金の多くが措置される有利な市債を活用するなど、公債費負担の軽減を図っています。今後も、ごみ処理施設の整備で多額の市債発行が必要となっても、実質公債費比率が18%以下になるよう、努めていきます。

表1 実質公債費負担の将来推計 (単位:百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
新規市債発行予定 ①				1,418	1,374	2,241
公債費充当一般財源及び 準公債費等の合計額 ②	3,484	3,557	3,425	3,347	3,351	3,215
地方交付税に算入される 元利償還金 ③	2,109	2,096	2,016	2,092	2,115	2,116
標準財政規模 ④	9,232	9,147	9,068	8,985	8,902	8,821
実質公債費比率(単年) ⑤	19.3%	20.7%	20.0%	18.2%	18.2%	16.4%
実質公債費比率 (3力年平均) ⑥		20.0%	20.0%	19.6%	18.8%	17.6%

※ ⑤=(②-③)÷(④-③)

以上、計画の概要について説明しました。計画書については、こちらをご覧ください。

[※紋別市公債費負担適正化計画](#)